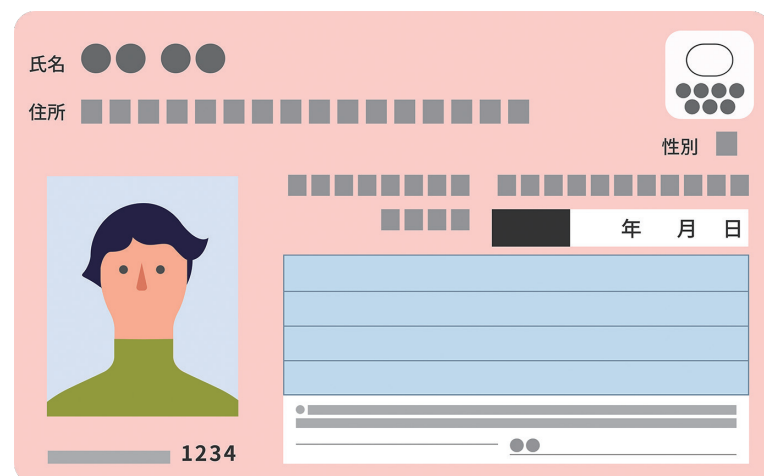


医療機関の受診には マイナ保険証または資格確認書 をご持参ください

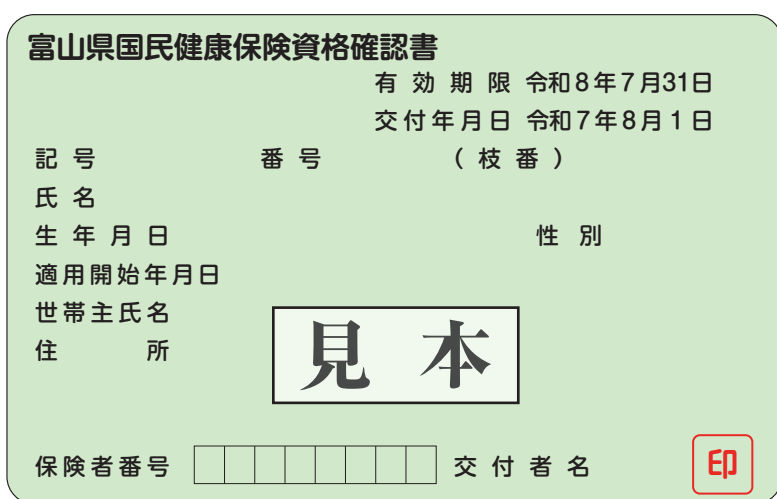


【マイナ保険証】

または

市町村国保

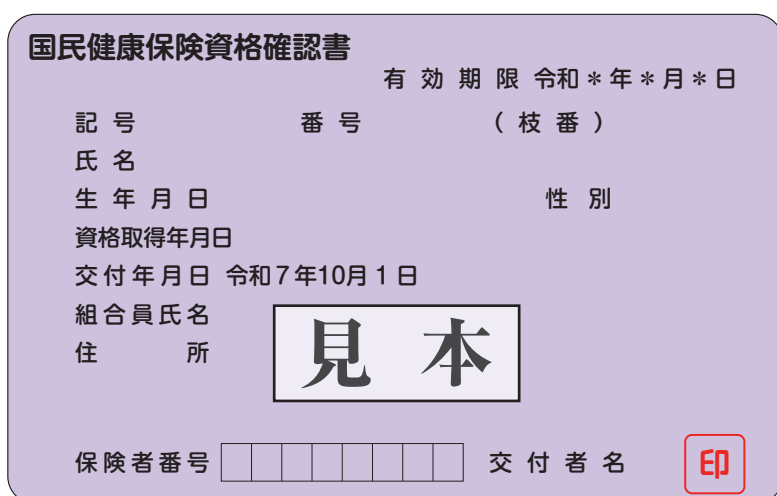
旧



グリーン

国保組合

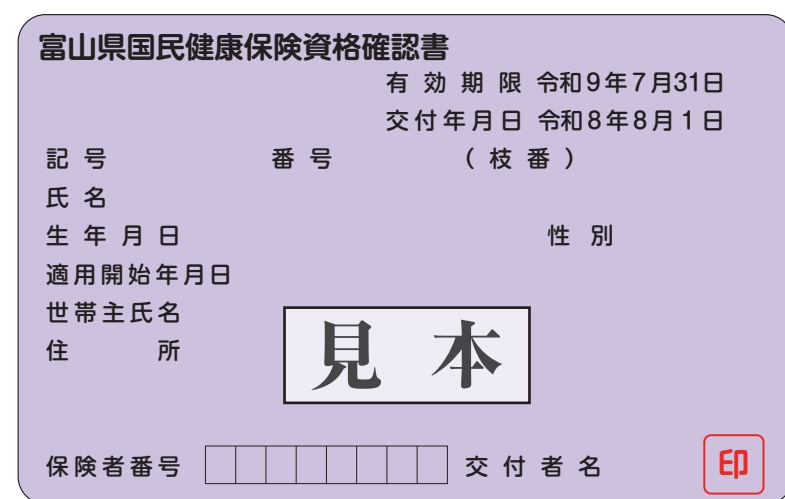
旧



パープル

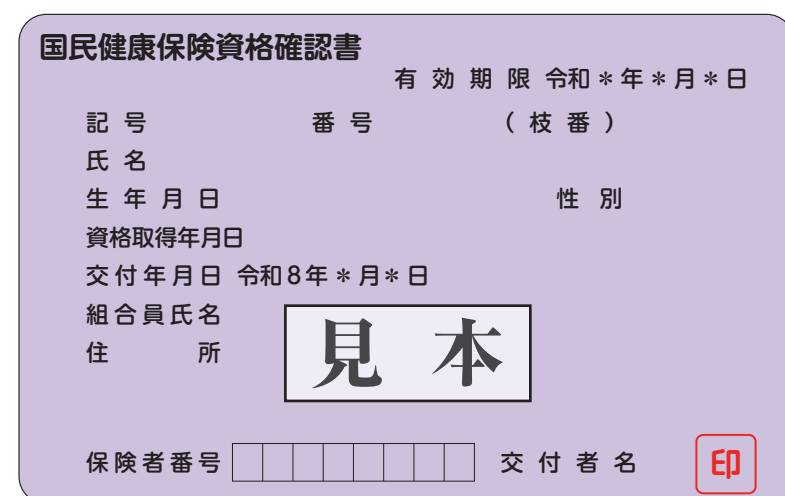
令和8年8月1日から

新



パープル

新



パープル

【資格確認書】

国保組合によって交付年月日、有効期限が異なります
お手元の資格確認書をご確認ください

マイナ保険証をお持ちの方

※マイナ保険証＝健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカード

〈マイナ保険証のメリット〉

- 過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられます
- 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払いが免除されます

※マイナ保険証を持っても、マイナ保険証での受診が困難な方(障がいをお持ちの方等)には、申請いただくことで資格確認書が交付されます

※マイナンバーカードは、カード裏面のマイナンバー(12桁)を知らただけでは悪用されません

マイナ保険証をお持ちでない方

資格確認書により、これまで通りの医療が受けられます

- 令和8年7月(建設国保は9月)に新しい資格確認書(パープル)が申請によらず送付されます
- マイナ保険証の利用解除申請をされた方にも資格確認書が送付されます
- 資格確認書(特別療養)が交付されている場合は、医療機関でいったん全額自己負担となります

くわしくは、各市町村(国保担当)または国保組合の窓口へおたずねください。

富山県 市町村 国民健康保険組合 富山県国民健康保険団体連合会